

新潟県養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第16号

新潟県養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則

新潟県養鶏振興法施行細則（昭和35年新潟県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(書類の様式) 第4条 (略) <u>2 前項第3号の規定にかかわらず、同号の証明書は、農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年農林水産省令第62号）別記様式によることができる。</u>	(書類の様式) 第4条 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。